

登園許可証（医師記入）

保育ルームふていば

園児名

疾患名 該当欄に☑をお願いします。	登園のめやす
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
インフルエンザ	発症後5日を経過し、かつ、解熱した後3日を経過するまで
新型コロナウイルス	発症後5日を経過し、かつ、症状軽快後1日を経過するまで ※無症状の感染者の場合は、検体採取日を0日目として、5日を経過すること
風しん	発しんが消失してから
水痘（水ぼうそう）	すべての発しんが痂皮化してから
流行性耳下腺炎 （おたふくかぜ）	耳下腺・顎下腺、舌下腺の腫脹が発現してから、5日を経過するまで、かつ、全身状態が良好になるまで
結核	医師により感染の恐れがないと認めるまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主な症状が消え2日経過してから
流行性角結膜炎	結膜炎の症状が消失してから
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、抗菌薬による治療を終了するまで
腸管出血性大腸菌感染症 （ベロ毒素を産生する大腸菌 O157, O26, O111等）	医師により感染のおそれがないと認められていること（症状が治まり、連続2回の検便によって菌陰性が確認されたもの）
急性出血性結膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	医師により感染の恐れがないと認めるまで

この登園許可証については、学校保健安全法および、こども家庭庁「保育所における感染症対策ガイドライン」に基づき、練馬区医師会、保健所、保育課で協議を行い作成しています。

なお、上記の疾患については、医師の許可を頂いてからの登園となります。

施設長様

上記の者は、集団生活に支障がない状態になったので令和 年 月 日 から

登園可能と判断します。

令和 年 月 日

医療機関名

電話番号

医師名

※かかりつけ医の皆さまへ

保育所は乳幼児が集団で長時間生活を共にする場です。感染症の集団発生や流行をできるだけ防ぐことで、一人一人の子どもが一日快適に生活できるよう、上記の感染症について登園許可証の記入をお願いします。

※保護者の皆さまへ

上記の感染症について、子どもの症状が回復し、かかりつけ医により集団生活に支障がないと判断され登園を再開する際には、この「登園許可証」を保育園に提出してください。